

③北上川・旧北上川周辺重要景観計画区域

北上川・旧北上川周辺重要景観計画区域における、建築物及び工作物の形態または色彩その他の意匠の制限並びにその他良好な景観の形成のための制限(景観形成基準)は次のとおりです。

対象	景観形成基準
建築物及び工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な眺望点から眺望可能な範囲での建築行為または建設行為はできる限り避ける。 ・ 周囲の山並み、田園風景などへの眺望や、背後の丘陵地の稜線をさえぎる規模や高さの建築物などの立地を避ける。 ・ 建築物の屋根形状や方向、庇の出、外壁面など、伝統的な建築物の形態意匠を尊重し、集落が共通して持っている「ルール」に調和させる。 ・ 漆喰や板張りの壁面など、自然素材の持つ風合いが感じられる材料を積極的に用いる。
建築物及び工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落地等においては、伝統的な建築物の色彩とすることを原則とし、原色や彩度の高い色彩を避け、無彩色もしくは低彩度の色を用いて集落全体としての統一感を維持する。また、自然素材が持つ色彩を基調とする。 ・ 自然的な景観に設置する際は、原色や彩度の高い色彩を避け、無彩色もしくは低彩度の色を用いる。
土地区画形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原地形の大幅な改変を避け、周辺の景観に大きな影響を及ぼす恐れのある法面や擁壁を造らないこととする。 ・ 法面が生じる場合は、できる限り規模を小さく、勾配は緩やかにとり、自然地形になじませるとともに、周辺の自然に調和する緑化を施す。 ・ 擁壁を必要とする場合は、できる限り規模を小さくし、化粧型枠や目地などの表面処理による修景や、つる性植物による緑化を施す。
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・ 造林、保育、間伐、伐採といった森林施業上の措置などを除いた、むやみな森林の伐採は、原則的に避ける。 ・ いぐねは、できる限り伐採しない。
屋外における物の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観を損なう露出した物の堆積は避ける。 ・ やむを得ない場合は、目立たない場所への移動や緑化による遮へいなどにより、目立たなくなるようにする。